

堺市交通遺児手当支給決定通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付で申請のあった堺市交通遺児手当について、下記のとおり決定したので通知します。

申請者	氏名		住所	
支給対象遺児	支給対象 児童数		人	
	氏名			
支給手当月額				
支給開始年月日	年 月 日			

注意事項

- 1 この手当は、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、遺児1人について月8,000円ずつ支給されるものです。
- 2 支給の方法は、4月から9月までの分は10月に、10月から翌年3月までの分は4月に、それぞれ受け取ることとなります。
- 3 遺児が本市の区域外に転出したとき、養子縁組により両親がそろったとき、養育者が変わったとき、受給者である父若しくは母が遺児とともに結婚したとき、又は市から書類の提出等の指示を受けたときは、届けてください。
- 4 虚偽の申請その他不正な手段により手当を受けたとき、市から届出の指示を受けて正当な理由がなく届出を怠ったとき、その他受給資格を失ったときは、支給が取り消されます。